

岩手県告示第94号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成21年1月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年7月3日農林水産省告示第1045号（3に係るものに限る。）、平成12年8月25日岩手県告示第625号（2に係るものに限る。）、平成12年11月17日岩手県告示第824号（1に係るものに限る。）、平成12年12月26日岩手県告示第931号（2に係るものに限る。）、平成13年6月8日岩手県告示第477号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

（1）立木の伐採の方法 変更しない。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

備考 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び大船渡市役所に備えておいて縦覧に供する。